

議案第 17 号

平成 24 年度三重県伊賀市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 24 年度三重県伊賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	40,000 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	14,500,000 立方メートル
(3) 1 日 平 均 給 水 量	39,726 立方メートル
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
原水及び浄水施設事業	8,000 千円
給水区域内配水施設事業	185,500 千円
水 道 拡 張 事 業	884,000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	2,863,269 千円
第 1 項 営業収益	2,710,190 千円
第 2 項 営業外収益	153,079 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	2,819,136 千円
第 1 項 営業費用	2,268,927 千円
第 2 項 営業外費用	535,109 千円
第 3 項 特別損失	5,100 千円
第 4 項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,200,148 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	1,087,860 千円
第 1 項 負 担 金	112,100 千円
第 2 項 企 業 債	270,000 千円
第 3 項 出 資 金	270,000 千円
第 4 項 他 会 計 繰 入 金	165,660 千円
第 5 項 国 庫 補 助 金	270,000 千円
第 6 項 固 定 資 産 売 却 代 金	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	2, 288, 008千円
第1項 建設改良費	1, 124, 144千円
第2項 企業債償還金 (企業債)	1, 163, 864千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道広域化促進事業	千円 270,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金等について、利 率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金及び特定資 金については、その融 通条件により、銀行そ 他の場合には、債権 者との協定によるも のとする。ただし、企 業財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に 借換えすることがで きる。
計	270,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 427,959千円
(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、45,000千円と定める。

平成24年2月28日提出

三重県伊賀市長 内保博仁